

(証券コード 9508)

2020年6月5日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
会 長

瓜 生 道 明

第96回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外で続いております。このような状況のなか、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。(詳細につきましては、同封の「第96回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご参照ください。)

株主の皆さまにおかれましては、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を自粛いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜インターネットによる議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスいただくか、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権行使についてのご案内」(26ページから27ページ)を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2020年6月25日(木曜日) 午前10時 |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。) |

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**議決権を行使することができます株主以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけません**のでご注意ください。

### 3 目的事項

#### 報告事項

- 1 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

#### 決議事項

##### ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分について                    |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任について           |

##### ＜株主提案（第4号議案から第9号議案まで）＞

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 第4号議案 | 定款の一部変更について (1) |
| 第5号議案 | 定款の一部変更について (2) |
| 第6号議案 | 定款の一部変更について (3) |
| 第7号議案 | 定款の一部変更について (4) |
| 第8号議案 | 定款の一部変更について (5) |
| 第9号議案 | 定款の一部変更について (6) |

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（3ページから23ページ）に記載しております。

以上

~~~~~  
次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間35円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき20円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき15円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間1,599,452円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき546,575円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,052,877円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 15円	総額 7,109,082,480円
------------	-------------------

当社A種優先株式

1株につき金 1,052,877円	総額 1,052,877,000円
-------------------	-------------------

計	総額 8,161,959,480円
---	-------------------

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	うり う みち あき 瓜 生 道 明 再任	代表取締役会長
2	いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘 再任	代表取締役 社長執行役員
3	やくしん じ ひで おみ 薬真寺 偉 臣 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 C S Rに関する事項、危機管理官
4	ふじ い いち ろう 藤 井 一 郎 再任	取 締 役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、 社長室に関する事項
5	とよ ま まこと 豊 馬 誠 再任	取 締 役 常務執行役員、コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項
6	おさ のぶ や 長 宣 也 再任	取 締 役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長
7	とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸 再任	取 締 役 常務執行役員、原子力発電本部長
8	お ぐら よし お 小 倉 良 夫 新任	常務執行役員、国際室に関する事項
9	あき やま やす じ 穂 山 泰 治 新任	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 企画・需給本部長
10	わた なべ あき よし 渡 辺 顯 好 再任 社外 独立	取 締 役
11	たちばな ふ く し ま さきえ 橘・フクシマ・咲江 新任 社外 独立	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 う り う みち あき 瓜 生 道 明 (1949年 3 月18日生) 再 任	1975年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長火力発電本部長 2012年 1 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員	27,900 株
		〔候補者とした理由〕 2009年に取締役に就任以来11年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
2	 いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘 (1958年 2 月17日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社経営企画本部部長（経営戦略） 2016年 6 月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2017年 4 月 当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 2018年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 電気事業連合会会長	14,400 株
		〔候補者とした理由〕 2017年に取締役に就任以来 3 年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 やくしん じ ひで おみ 薬真寺 偉 臣 (1953年 4 月 8 日生) 再 任	1976年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2014年 6 月 当社取締役常務執行役員地域共生本部長 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 2018年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、C S Rに関する事項、危機管理官 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社 R K B 毎日ホールディングス社外取締役 〔候補者とした理由〕 2012年に取締役に就任以来 8 年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、総務部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	15,401 株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
4	 ふじ い いち ろう 藤 井 一 郎 (1956年 7 月21日生) 再 任	1979年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社執行役員人材活性化本部長 2016年 6 月 当社上席執行役員人材活性化本部長 2017年 4 月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材 活性化本部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本 部人材活性化本部長、社長室に関する事項 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員(2020年 6 月下旬就任予定)	17,890 株
		〔候補者とした理由〕 2012年に執行役員に就任し、主に人事労務部門等の業務執行において豊富な実務経 験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役に就任以来 2 年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であ ると判断しております。	
5	 とよ ま まこと 豊 馬 誠 (1959年 1 月 1 日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2014年 7 月 当社電力輸送本部長 (計画) 2016年 6 月 当社執行役員福岡支社長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営 監査室に関する事項 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 日本タンブステン株式会社社外取締役	13,478 株
		〔候補者とした理由〕 主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発 揮しており、また、2016年に執行役員に就任しております。 さらに、2018年に取締役に就任以来 2 年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であ ると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
6	 おさ のぶ や 長 宣 也 (1954年12月28日生) 再 任	1977年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社経理部長 2011年 6 月 九州林産株式会社代表取締役社長 2011年 6 月 当社理事九州林産株式会社出向 2015年 6 月 九州林産株式会社代表取締役社長退任 2015年 6 月 当社監査役 2018年 6 月 当社取締役監査等委員、監査等委員会委員長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 主に経理部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2019年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 なお、2015年の監査役への就任を経て、2018年に取締役監査等委員に就任し、4年間にわたり当社の経営を監査しておりました。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	14,801株
7	 とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸 (1956年10月27日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社執行役員宮崎支社長 2017年 4 月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	15,049株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
8	 お ぐら よし お 小 倉 良 夫 (1956年1月2日生) 新 任	1979年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員北九州支社長 2016年6月 当社上席執行役員事業推進本部長 2017年4月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長 2019年6月 当社常務執行役員、国際室に関する事項 現在に至る	17,233株
		〔候補者とした理由〕 2014年に執行役員に就任し、主に企画・需給部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。	
9	 あき やま やす じ 穂 山 泰 治 (1955年10月16日生) 新 任	1979年4月 当社入社 2011年7月 当社火力発電本部部长（発電技術開発） 2012年6月 当社地域共生本部部长（環境） 2014年6月 株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長 2014年6月 当社理事株式会社キューデン・エコソル出向 2014年7月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長 2014年7月 当社理事九電みらいエナジー株式会社出向 2018年6月 当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向 2019年6月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任 2019年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、企画・需給本部長 現在に至る	9,614株
		〔候補者とした理由〕 2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
10	 わた なべ あき よし 渡 辺 顕 好 (1942年 8 月10日生) 再 任 社外取締役 独 立 役 員 取締役会出席回数 17 / 17	1996年 6 月 トヨタ自動車株式会社取締役 1998年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 2001年 6 月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 2002年 6 月 同上退任 2002年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 2007年 5 月 社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（2015年 6 月まで） 2008年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 2009年 6 月 当社取締役 現在に至る 2011年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 2011年 6 月 株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 2015年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	17,100株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
11	 橘・フクシマ・咲江 (1949年9月10日生) 新 任 社外取締役 独立役員	1980年6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社 1984年2月 同社退職 1987年9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社 1990年1月 同社退職 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 (現コーン・フェリー・ジャパン株式会社) 入社 1995年5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取 締役社長 2001年7月 同社代表取締役社長 2007年9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締 役退任 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代 表取締役会長 2010年7月 同上退任 2010年7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 社長 現在に至る 2011年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (2015年4月まで) 2012年5月 J. フロントリテイリング株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 2016年6月 ウシオ電機株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 2019年6月 コニカミノルタ株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 J. フロントリテイリング株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役 コニカミノルタ株式会社社外取締役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富かつグローバルな経験と識 見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当 社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監督機能を発揮 していただける最適な人材であると判断しております。	なし

- (注) 1 橘・フクシマ・咲江氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、渡辺顯好氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 渡辺顯好氏、橘・フクシマ・咲江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 4 渡辺顯好氏、橘・フクシマ・咲江氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 5 渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。
- 同社は、同社社員が築上町し尿処理施設建設工事受注に関連し有罪判決を受けたことに伴い、2019年12月に国土交通省九州地方整備局より、建設業法第28条第3項の規定に基づき、土木工事業に関する営業のうち、公共事業に係るものについて、営業停止処分を受けました。渡辺顯好氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っております。また、同氏は、当該事案を知った後においては、同社に設置された調査委員会の委員として、事実関係の把握、原因の究明を進めるとともに、コンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
- 6 渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任について

監査等委員である取締役亀井英次、古荘文子、井上雄介、古賀和孝の4氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任についてご承認をお願いするものであります。

今回、本年4月に一般送配電事業等を九州電力送配電株式会社に承継させたことなどを踏まえ、本議案が可決された場合の監査等委員である取締役の総数を1名減の4名体制としておりますが、九州電力送配電株式会社監査役との適切な連携を図ることにより、ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断しております。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	こが かず たか 古賀和孝 再任 社外 独立	取締役監査等委員
2	ふじ た かず こ 藤田和子 新任 社外 独立	
3	たに ひろ こ 谷宏子 新任 社外 独立	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 こ が かず たか 古 賀 和 孝 (1955年 9 月17日生) 再 任 社外取締役 独 立 役 員 取締役会出席回数 17 / 17 監査等委員会出席回数 15 / 15	1986年 4 月 弁護士登録 現在に至る 1989年 4 月 古賀和孝法律事務所（現古賀・花島・桑野法律事務所） 設立 現在に至る 2007年10月 マックスバリュ九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 2012年 4 月 九州弁護士会連合会副理事長（2013年 3 月まで） 2012年 4 月 福岡県弁護士会会長（2013年 3 月まで） 2014年 4 月 日本弁護士連合会副会長（2015年 3 月まで） 2016年 6 月 当社監査役 2018年 6 月 当社取締役監査等委員 現在に至る 2020年 5 月 イオン九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士（古賀・花島・桑野法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役 イオン九州株式会社社外監査役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	4,900株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
2	 ふじ た かず こ 藤 田 和 子 (1948年11月10日生) 新 任 社外取締役 独 立 役 員	1971年10月 監査法人中央会計事務所（後のみずず監査法人）入所 1975年 3 月 公認会計士登録 現在に至る 1983年 8 月 監査法人中央会計事務所社員 1989年 2 月 中央新光監査法人（後のみずず監査法人）代表社員 2007年 7 月 みずず監査法人退職 2007年 8 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2009年 9 月 同上退職 2009年10月 藤田公認会計士事務所設立 現在に至る 2010年 2 月 税理士登録 現在に至る 2012年 4 月 国立大学法人九州大学監事（非常勤） 2016年 3 月 同上退任 2016年 4 月 国立大学法人福岡教育大学監事（非常勤） 現在に至る 2017年 4 月 学校法人福岡学園監事（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所） 〔候補者とした理由〕 長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見や、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	なし

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 たに ひろ こ 谷 宏 子 (1955年 7 月 3 日生)	1982年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1989年 8 月 公認会計士登録 現在に至る 2004年 6 月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員 2018年 6 月 有限責任あずさ監査法人退職 2018年 7 月 谷公認会計士事務所設立 現在に至る 2019年 7 月 長州監査法人代表社員 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士（谷公認会計士事務所、長州監査法人）	なし
	新 任 社外取締役 独立役員	〔候補者とした理由〕 長年にわたる公認会計士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見や、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

- (注) 1 藤田和子氏、谷 宏子氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、古賀和孝氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 古賀和孝氏、藤田和子氏、谷 宏子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 4 古賀和孝氏、藤田和子氏、谷 宏子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、3氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 5 古賀和孝氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 6 藤田和子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 7 谷 宏子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 8 古賀和孝氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。なお、同氏は、当社社外取締役就任前に、当社社外監査役として2年在任しておりました。
- 9 古賀和孝氏は、マックスバリュ九州株式会社とイオン九州株式会社の双方で社外監査役を務めておりますが、両社は、2020年4月10日付で、2020年9月1日を効力発生日とし、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しております。

＜株主提案（第４号議案から第９号議案まで）＞

第４号議案から第９号議案までは、株主提案（62名）によるものであります。

第４号議案 定款の一部変更について（１）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第８章 その他

（顧問、相談役等の廃止）

第40条 当社は顧問、相談役や、それに準じる役職を全て廃止する。

◆提案理由

当社では、相談役は取締役会の決議を経て社長が委嘱し、報酬についても取締役会の決議を経て決定している。また顧問は、必要に応じ取締役会の決議を経て社長が委嘱しており、報酬についても、これに準じて決定している。しかしながら、顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず役割も曖昧で、旧経営陣トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床ともなっていると言える。関西電力株式会社の役員らが高浜発電所のある高浜町の元助役から多額の金品を受け取っていた問題では、元助役を関西電力株式会社子会社が30年以上にわたって非常勤顧問の契約をして報酬を支払っていた事実なども明らかとなった。

電気事業連合会の会長を引受ける当社としては、他社に率先して不透明な顧問、相談役等の役職を廃止して、事業の透明性を図ることとする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、相談役、顧問を業務上の必要に応じて委嘱しており、相談役・顧問は、社長からの諮問事項や経営層からの相談に応じ、大所高所に立った助言等を行うとともに、これまでの経営者としての識見を活かし、上場他企業の社外役員や各種団体の役員を担うなど、財界活動や社会貢献活動に従事しております。

なお、当社の相談役、顧問は個別の業務執行及びその決定には関与しておらず、また、「不祥事の避難場所」あるいは「院政」などと非難される事実もありません。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第5号議案 定款の一部変更について(2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原発及び関連事業に関する不正資金調査委員会の設置)

第41条 当社は、電力供給事業の透明性の確保と電力消費者の信頼性を得ることを目的に、原発及び関連事業に関する不正資金調査委員会を設置する。なお、調査委員会の構成は有識者、弁護士、消費者、市民代表とし、運営にあたっては情報開示と経費負担を行う。

◆提案理由

関西電力株式会社の会長、社長及び幹部が元高浜町助役から多額の金品を受領した問題は電力事業、特に原子力事業に対する消費者の信頼を失墜させた。受領した金品の総額は、OBを含む幹部ら70人超に約3億6千万円相当と巨額である。しかも、この金品受領は助役退任直後から30年余りに渡り行われていたという。

2018年7月には元高浜町助役が顧問を務めていた「塩浜工業」側から、玄海町長に100万円が当選祝い金として渡っていた。「塩浜工業」は川内原発でも業務を行っており、前玄海町長にも接触していた。これら原発利権に係る違法また、反社会的行為の存在は、当社の経営の大きな障害である。電力事業は公益性が高く、しかも域内の多くの電力消費者が顧客である。当社の電力料金への正当性、信頼性を図ることを目的に不正資金調査委員会の設置を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、公正な事業運営を徹底するため、役員・従業員の行動基準として「コンプライアンス行動指針」を定め、贈答の受領や工事の事前発注約束等を禁止しているほか、「資材調達基本方針」に基づき、公平・公正に工事発注等を行っております。

また、社外有識者等を委員とする「コンプライアンス委員会」で定期的にコンプライアンスに関する取組状況のモニタリングを行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、法令違反や社会からの信頼を損なう行為等の未然防止及び早期発見を図っております。

今回、関西電力株式会社における金品受領問題を受けて、現職及び過去10年間の役員、工事関係部門の権限者に対して、関西電力株式会社に類似した金品受領や工事の事前発注約束等の有無について聴取するとともに、工事発注についても発注先の選定理由等を調査した結果、不適切な事案はないことを確認し、国に報告しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第6号議案 定款の一部変更について (3)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(トリチウム汚染調査委員会の設置)

第42条 当社は、トリチウム汚染に不安を抱える地域住民の安心・安全のために、トリチウム汚染調査委員会を設置し、詳細な調査活動を開始する。なお、調査委員会は、特任取締役を長とし、有識者、消費者、現地住民らで構成する。

◆提案理由

玄海原発は白血病を誘発すると言われるトリチウムを放出する。放出量は全国原発の中で最も多く、平成14年～24年の11年間で826.0テラBqが海洋中に放出された。柏崎刈羽原発6.9テラBq、女川原発0.2テラBqと比べても桁違いの量である。トリチウムは β 線を放出する半減期が12.3年の放射性物質で、放射能が無視できるようになるまでに100年以上の時間が必要である。水素の同位体であるため原発や核燃料再処理施設では回収されず、自然環境に垂れ流しの状況から、世界中でも深刻な問題となっている。生物濃縮することはないと言われているが、英国やハンガリーからは生物濃縮の調査結果が報告されている。

玄海原発から30キロ離れた壱岐市の白血病死亡率が26.2人と高いことの理由は、トリチウム以外に考えられない。当社は、そうでないことを立証するために、玄海原発、川内原発周辺の放射能汚染調査に直ちに着手しなければならない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は一般公衆の健康を守るため、原子炉等規制法に基づき、周辺監視区域外におけるトリチウムを含む気体状及び液体状の放射性物質の濃度限度を定めると共に、放射性物質を原子力発電所から排出するにあたっては、その濃度限度を超えないようにすることを、事業者に求めています。

当社は、玄海及び川内原子力発電所が運転開始して以降、原子炉施設の排出口に設けた監視設備で、排気や排水中のトリチウム等の放射性物質の濃度を監視することにより、国が定めた放射性物質の濃度限度を十分に下回っていることを確認し、国へ報告をしております。

また、玄海及び川内原子力発電所より排出された気体状及び液体状の放射性廃棄物により、一般公衆が受ける放射線量は、それぞれ年間0.001ミリシーベルト未満であり、自然放射線による放射線量の1/1000未満となっております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力施設現場作業員の雇用に関する宣言)

第43条 当社は原子力発電所の現場作業員の雇用について、多重下請けや日雇いという形態を廃止し直接雇用とする。また、処遇（給与・賞与・社会保険・福利厚生・企業年金等）については、正社員と同等とする。

◆提案理由

原子力発電所の安全性は定期点検によって担保されている。しかしながら、事故・故障の際に格納容器や放射能管理区域に入り、作業をするのは九電社員ではない。電力会社が把握できないほどの多重の下請け制度や使い捨ての日雇い業務で行われている。現在、原発労働者の被ばく線量限度は年間50ミリシーベルト、5年間で100ミリシーベルトとされている。この値も問題であるが、「放射線業務従事者の一元的な個人被ばく記録管理システム」などがあるにしても、放射線管理手帳さえ渡されてないことが報告されるなど、正確な現状は反映していない。原発はウラン採掘から発電所内、放射性廃棄物の処理工程に至るまで、放射能をまき散らす最も危険なシステムであることは明らかである。廃炉の時代を目前に原発作業員の正当な処遇と、安全・安心な作業への待ったなしの取り組みと判断する。よって、当社は原発作業員の雇用については直接雇用とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所での機器の点検及び廃止措置等の作業で、技術的な専門性が高い部分においては、専門の知識や技能を有する関係会社に委託することにより、作業品質を確保しています。

当社及び関係会社は、作業にあたり、原子炉等規制法、労働安全衛生法、放射性同位元素等規制法に定められた事項を遵守し、適切に作業管理を行うことにより、作業員の労働安全を確保しています。

また、放射線管理区域の作業における被ばく管理については、放射線業務従事者の個人ごとの被ばく履歴や累積被ばく線量を一元的に管理する、被ばく線量登録管理制度を適切に運用することで、法令で定める線量限度を遵守しています。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原発40年運転に関する宣言)

第44条 当社は、原発の運転期間は原則40年と定めた原子炉等規制法を遵守し、運転期限の20年延長は行わない。また、期限を待たず廃炉も検討する。

◆提案理由

2012年6月、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正された。これにより原発の運転期間は原則40年とされ、原子力規制委員会の認可を受けた場合に限り20年延長が認められた。当時の担当大臣は「例外中の例外」と答弁している。当社は、原発の運転期間は40年とした原子炉等規制法を遵守し、玄海原発1、2号機の運転延長は申請せず、廃炉を決定した。寿命が来た古い原発は廃止し、不測の事故を未然に防ぐ判断である。九州は再生可能エネルギー拡大には恵まれた環境にある地域と言える。太陽光発電や風力発電の導入進展に伴い、2018年10月からは九州本土でも再生エネの出力制御が行われるほど電気は余っている。9千数百億円を投じて再稼働させた4基の原発であるが、川内1号から順次長期間停止せざるを得ない。原発は不安定な電源であり、20年延長申請は行わず、再生可能エネルギー推進に努める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、準国産エネルギー源として優れた安定供給性と効率性を有していることに加え、運転時には温室効果ガスを排出しないことから「実用段階の脱炭素化の選択肢」とされております。

また、エネルギーセキュリティ面と地球温暖化対策面から原子力と同等に優れている再生可能エネルギーは、当社グループでも導入推進しているところですが、太陽光や風力等の変動電源については、出力が天候に大きく左右され、供給の安定性に欠けるため、原子力のような安定した出力が期待できるベースロード電源が必要と考えます。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の活用を図っていく必要があると考えます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款の一部変更について (6)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(玄海・川内原発の運転を停止する)

第45条 当社は、広島高等裁判所の四国電力伊方原発運転差し止め決定を尊重し、玄海原発・川内原発の運転を停止する。

◆提案理由

2020年1月17日、広島高等裁判所は四国電力株式会社伊方発電所3号機の運転を差し止める二度目の決定を出した。決定の要旨は「130km離れた熊本県の阿蘇山が噴火した場合の影響について一定程度の噴火を想定すべき」とし、火山灰などの量は四国電力株式会社の想定約3～5倍と判断、「想定は過少」と結論づけている。四国電力株式会社が想定した火山灰の厚さは最大で15cmだが、当社は玄海原発でわずか10cm、川内原発で15cmである。玄海原発は阿蘇山から約130km、川内原発は約140kmの地点にあり、伊方での判断は玄海、川内にも適応する。当社想定約3～5倍の火山灰となると、フィルター云々の問題ではなく、重大事故になる可能性が大きい。広島高等裁判所の決定は伊方発電所についてのものであるが、当社の原子力発電所も阿蘇山噴火の同域内にある以上、当社としても同様に対処するのが最上の危機管理と考え、玄海、川内原発の運転を停止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、重要なベースロード電源と位置づけられ、当社としても、安全を大前提として、原子力を最大限活用することとしています。当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、新規制基準の適合はもとより、様々な安全対策を実施し、継続的に、原子力発電所の安全性向上に努めております。

火山については、新規制基準や最新の科学技術的知見等に基づき、阿蘇を含む原子力発電所に影響を及ぼしうる火山を対象に、噴火規模及び火山灰の層厚を想定し安全対策を実施しており、国の厳格な適合性審査においても、当社の評価結果は妥当であるとの評価をいただいております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

一ノモ一

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

— ヌ モ —

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

本年は、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を自粛いただき、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

※議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法

The diagram illustrates the layout of the proxy voting form. It includes sections for the shareholder's name (株主名), address (住所), and company name (会社名). There are also sections for the shareholder's signature (署名) and stamp (印). The form is divided into columns for different types of proposals (議案) and a section for the shareholder's comments (お 願 い). Arrows indicate the flow of information and the placement of stamps and signatures.

- こちらに、議案の賛否をご記入ください。
賛成の場合 ……「賛」の欄に○印
否認する場合 ……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

※議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

スマートフォン・タブレットから QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

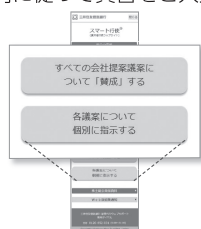
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをお読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがPC向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けウェブサイトへ遷移できます。

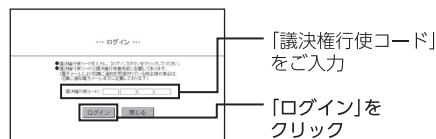
パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

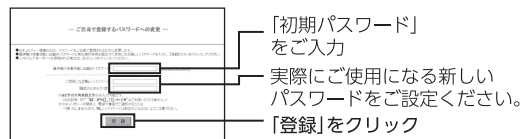
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について **0120-652-031**
(午前9時～午後9時／フリーダイヤル)

その他の
ご照会 **0120-782-031**
(平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル)

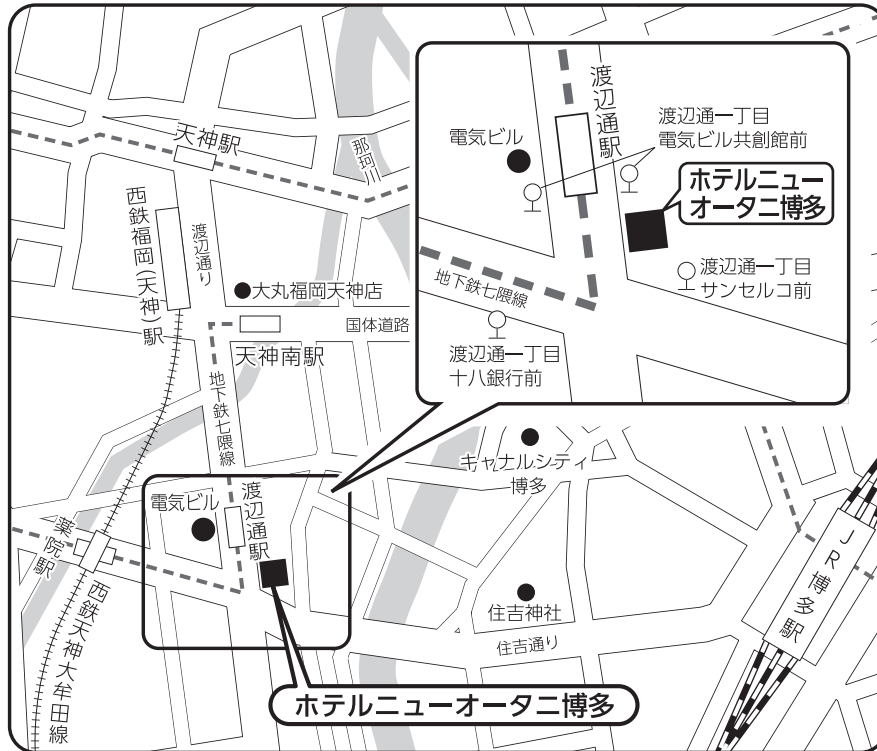
■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



- 交通
- ・ J R 博多駅より バス (約10分)
 - ・ 天神より バス又は地下鉄 (約3～10分)
 - ・ 西鉄薬院駅より 徒歩 (約7分)

- お願い
- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・ グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

- お知らせ
- ・ 「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。